

京都市告示第607号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 6年12月23日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
深草経66号線	伏見区深草大亀谷東寺町106番地の6地先内	旧	メートル 13.00	メートル 4.00 ~ 5.80
		新	13.00	5.70 ~ 6.20
深草経107号線	伏見区深草大亀谷東寺町64番地地先内	旧	6.50	2.50 ~ 5.50
		新	6.50	3.00 ~ 5.50
深草経198号線	伏見区深草大亀谷東寺町64番地地先内	旧	46.50	4.50 ~ 8.50
		新	46.00	4.56 ~ 8.00

(建設局土木管理部道路明示課)